

令和3年9月24日招集の定例県議会
における追加議案の知事提案説明要旨

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

本県は、8月2日から9月30日までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置として、不要不急の外出・移動の自粛や酒類提供等を伴う飲食店等に対する休業要請など、感染拡大防止に向けた各種対策を講じてまいりました。

この間、第5波により感染が急速に拡大したものの、県民や事業者の皆様の御協力をいただき、新規陽性者数は8月19日をピークとし、安定的に減少傾向となっております。

しかしながら、確保病床の使用率はステージ の水準であり、全ての措置を緩和するレベルには残念ながら至っておりません。

そこで、9月26日に国に対し首都圏の一都三県知事の連名で、段階的緩和に向けた具体策を基本的対処方針に明記するよう要望いたしました。

国は、9月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、9月30日をもって本県を含む19都道府県を対象とした緊急事態宣言の解除を決定するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更いたしました。

今回の変更では、感染の早期再拡大を防止する観点から、地域の感染状況等を踏まえ、飲食店等に対して短縮を要請する営業時間や第三者認証制度の適用店舗の取扱いなど対策の段階的な緩和について、知事が適切に判断することが具体的に明記されました。

本県では、地域の感染状況等に応じた柔軟かつ強力な感染拡大防止対策を引き続き推進し、新規陽性者を一層減少させていく必要があることなどから、専門家の意見も踏まえ対策を検討いたしました。

その結果、10月1日から10月24日までの24日間、県内全域の飲食店等に対し、営業時間等を短縮していただくなど、特措法第24条第9項等に基づく要請を段階的緩和措置等として実施することといたしました。

県民、事業者の皆様には、引き続き御不便をおかけすることとなりますが、感染再拡大による再度の医療のひっ迫を避けるため、改めての御協力をよろしくお願いいたします。

今回の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、営業時間短縮等の要請に御協力いただいた事業者に対し、感染防止対策協力金を支給することに要する経費などを計上するものでございます。

「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラス」の認証店舗は、営業時間を午前5時から午後9時までとし、さらに、酒類の提供時間を午前11時から午後8時までとすることなどを要件に協力金を支給いたします。

また、同認証を受けていない店舗は、営業時間を午前5時から午後8時までとし、さらに、酒類の提供を終日自粛することなど、認証店舗よりも要件を厳しくした上で協力金を支給いたします。

あわせて、県内主要駅の繁華街に立地する飲食店等を中心に、営業時間短縮要請等への協力状況を確認するため、実地による目視の外観調査に要する経費を計上するものでございます。

この結果、一般会計の補正予算額は、
244億6,608万5千円となり、
既定予算との累計額は、
2兆4,684億5,687万8千円となります。

なお、この補正予算案につきましては、10月1日からの段階的緩和措置に伴う飲食店等への感染防止対策協力金支給事業等の実施に当たり、速やかな予算措置が必要であることから、他の案件に先立って御審議いただきますよう、特段の御配慮をお願いするものでございます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。